

廃棄物処理施設における基準超過の対応について

1. 基準超過事案の状況

	新津クリーンセンターの排ガス中のばいじん基準超過	新田清掃センターの焼却灰中の鉛基準超過	亀田清掃センターの焼却灰中の水銀基準超過
概要	2号焼却炉から大気に放出される排ガスの「ばいじん」濃度が法令基準値を超過 測定値：0.39g/m ³ （基準値：0.15g/m ³ 以下） 2号焼却炉を停止し、原因の究明及び補修を実施	焼却灰（処理飛灰）の鉛が、法令基準（溶出量）を超過 測定値：5.3mg/L（基準値：0.3mg/L以下） ※処理飛灰：飛灰を重金属溶出防止のため、処理したもの埋立て済の処理飛灰を検査し、基準超過分の飛灰を順次再焼却処理している。	焼却灰（処理飛灰）の水銀が、法令基準（溶出量）を超過 測定値：0.0057mg/L（基準値：0.005mg/L以下） 今後、埋立て済の処理飛灰を検査し、基準超過分の飛灰の処理を予定している。
経緯と対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 2月17日：ばいじん濃度計の点検時にメーカーが出力の誤設定（2号焼却炉） ● 5月24日：2号焼却炉排ガス測定検査 年2回法定検査 ● 5月31日：測定結果（速報）により基準値超過が判明 ● 6月1日：2号焼却炉停止、1号炉稼働 ● 6月7日：2号焼却炉のメーカーによる点検で下記を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん濃度計の誤設定（復旧） ・バッフル板：摩耗により直径10cmの穴開き ・ろ布：2号炉全336本のうち1本破損 ※バッフル板：排ガスの整流及びろ布の保護のための金属板 ● 1号焼却炉のばいじん濃度計の正常作動確認 ● 6月17日：バッフル板の補修及びろ布交換 ● 7月2日：2号焼却炉稼働（7月4日にばいじん濃度測定を実施し、基準値以下を確認（0.02g/m³）） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月25日：処理飛灰の溶出検査 国の規定なし（自主検査） （検査頻度 運営会社：年4回、市：年2回） ● 5月10日：検査結果で鉛の基準超過が判明 <ul style="list-style-type: none"> ・処理飛灰の第4赤塚埋立処分地への搬出を停止・場内保管（検査を行い、基準値以下を確認後搬出） ・薬剤増量後の処理飛灰の分析を行い、基準値以下を確認 ● 5月11日：第3、第4赤塚埋立処分地の放流水質の検査依頼（5月14日検体採取、5月18日測定結果） 測定結果は、両施設の放流水とも0.01mg/L未満で、基準値以下（基準値：0.1mg/L以下） ※放流水は未停止 ● 6月～：第3、第4赤塚埋立処分地に埋設した処理飛灰の検査及び基準値超過分の掘り起こしを行い、新田清掃センター敷地内で保管し、順次再焼却。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月11日：処理飛灰の溶出検査 国の規定なし（自主検査） （検査頻度 市：年1回） ● 7月5日：検査結果で基準超過が判明 ● 7月9日：処理飛灰を再検査（結果：基準値以下） ● 7月19日：亀田、太夫浜埋立処分地の放流水質検査 測定結果（亀田：7/26、太夫浜：7/25）は、両施設の放流水とも基準値以下（基準値：0.005mg/L以下） ● 7月20日：亀田、太夫浜埋立処分地の放流水停止 第3赤塚埋立処分地の放流水質検査（結果：0.00005mg/L未満（7月23日）） ● 7月25日：太夫浜埋立処分地の放流再開 ● 7月26日：亀田埋立処分地の放流再開 ※第3赤塚埋立処分地の埋立物の水銀溶出量は、新田鉛基準超過時に検査を行い、基準値以下を確認済みのため放流水は継続放流
原因	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理設備のバッフル板が摩耗により直径約10cmの穴が開き、バッフル板裏側のろ布に直接排ガスが当たり、ろ布1本に損傷が生じた。 ・ばいじん濃度計の点検時にメーカーが誤設定したため、正常な濃度が表示されず、異常の確認ができなかった。 	搬入ごみ中の鉛含有量が増加したものと思われる。 （処理する薬剤の添加量は、1月の試運転時に、搬入されるごみの鉛含有量を基に運営会社が設定）	燃やさないごみの自己搬入規制緩和などに伴い、搬入ごみ中の水銀含有量が一時的に増加したものと思われる。
対処	<ul style="list-style-type: none"> ・バッフル板の補修 ・ろ布交換：33本（破損した1本付近も交換） ・ばいじん濃度計の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤の添加量を増加 ・埋立て済の処理飛灰の掘り起こし及び再焼却処理を実施中 	平成24年10月から、埋立て済の処理飛灰の検査を行い、基準超過があった場合は、掘り起こし及び処理を予定している。
再発防止策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん濃度計を0.1mg/m³から0.01mg/m³まで監視できるように感度を上げて、微小な変化にも対応可能とした。 ・ばいじん濃度計の点検時の確認及び出力信号を1日2回確認 ・バグフィルターの内部点検頻度の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛などの重金属が含まれているごみ分別の徹底 ・埋立処分地の放流水の速やかな停止 （今後、処理前飛灰及び処理飛灰の毎月検査による監視強化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀などの重金属が含まれているごみ分別の徹底 ・埋立処分地の放流水の速やかな停止 （今後、処理前飛灰及び処理飛灰の毎月検査による監視強化）
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月4日 プレスリリース、地元自治会（小口自治会）への説明（ばいじん濃度超過による焼却炉停止） ● 6月26日 プレスリリース、地元自治会への説明（原因究明及び必要な対策） 	埋立施設からの放流水が基準値以下で、周辺環境、周辺住民への影響がないことから、情報提供は行わなかった。	埋立施設からの放流水が基準値以下で、周辺環境、周辺住民への影響がないことから、情報提供は行わなかった。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>これまでの情報提供の目安： 排ガスや放流水に係る基準超過などの大気環境や公共水域への排出により、市民生活に影響を及ぼす可能性がある場合</p> </div>	